

社会福祉法人 音別憩いの郷

役員等報酬規程

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人音別憩いの郷（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定の基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。
- 2 評議員選任・解任委員会の委員に係る報酬等について、本規程に基づくものとする。

(役員報酬)

- 第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

- 第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員（評議員選任・解任委員会の委員を含む。）の場合は支給しない。
- 2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- | | |
|--|--------|
| (1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償 | 4,000円 |
| (2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償 | 4,000円 |
| (3) 理事会及び評議員会以外に、法人業務または法人運営事業所の業務にあたった場合の費用弁償 | 4,000円 |
| (4) 評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償 | 4,000円 |

(改廃)

- 第4条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。